

○ 盛岡市営野球場(盛岡市野球場条例)

ア グラウンドの利用料

区分			土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日	
			1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに
料金を徴収しない場合	アマチュア野球に利用する場合	一般	500円	3,600円	600円	4,400円
		高等学校生徒以下の者	150円	1,100円	180円	1,300円
	その他の催しに利用する場合	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円	
料金を徴収する場合	アマチュア野球に利用する場合	一般	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円
		高等学校生徒以下の者	600円	4,400円	720円	5,200円
	その他の催しに利用する場合	利用する日ごとにその日の最高入場料の300人分に相当する額(その額が125,000円に満たない場合は、125,000円)	利用する日ごとにその日の最高入場料の300人分に相当する額(その額が167,000円に満たない場合は、167,000円)			

備考

- 「料金を徴収する場合」とは利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて利用する場合をいう。

イ スコアボードの利用料

1試合につき 500円

ウ 拡声装置の利用料

1回につき 1,000円